

せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画）策定支援業務委託
に係るプロポーザル実施要領

1 契約予定件名

せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画）策定支援業務委託

2 目的

せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画、以下、計画という）は、世田谷区の障害に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施を図るため、令和9年度から3年間の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等のサービス量等を定めるものである。

区を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、今日の障害福祉の考え方立ちつつ、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら策定を進めていく必要がある。

そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地から、計画の策定支援に携われる事業者を募集する。

3 事業委託内容

- (1) 「計画の中間まとめ」及び「素案」の作成支援
- (2) 計画の策定に向けて開催する各種会議の運営支援等
- (3) シンポジウムの運営支援等
- (4) 計画の計画書、概要版等の作成支援
- (5) その他計画検討に係る支援

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 委託上限額

8,943,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 プロポーザル方式を採用する具体的理由

委託内容が、計画策定支援業務であることから、障害者計画をはじめとする行政計画策定支援等の実績を備え、専門的見地より各種調査分析・評価等を行うことができ、さらに障害福祉に関連する施策に造詣が深い事業者であることが必要であり、その能力等によって事業の成否が大きく左右されるものである。能力・資質の優れた相手を契約相手方とするには、その事業者の能力等を審査し、広く事業者を募集するプロポーザル方式が最適であるため、プロポーザル方式を採用する。

7 プロポーザルに参加できる者の資格

計画策定業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- ①世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- ③世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- ④都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと
- ⑤世田谷区や他自治体において、令和8年4月1日より起算した過去10年間に福祉施策に関する計画または行政基本計画の策定に関する支援業務の受託実績があること
- ⑥「せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画）策定支援業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

【選定委員の構成員】

障害福祉部長	杉中 寛之
障害施策推進課長	須田 健志
障害者地域生活課長	堂馬 孝之
障害保健福祉課長	石川 誠

8 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和8年1月20日（火）～令和8年2月3日（火）まで

交付場所 世田谷区ホームページでの閲覧

交付方法 区ホームページからのダウンロードによる

9 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和8年2月3日（火）15時まで

提出場所 世田谷区障害福祉部障害施策推進課

提出方法 持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

10 質問票の提出期限及び方法

質問期限 令和8年2月17日（火）15時まで

質問方法 世田谷区障害福祉部障害施策推進課あて電子メールによる

11 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和8年3月6日（金）15時まで

提出先 世田谷区障害福祉部障害施策推進課

提出方法 原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること。

12 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

13 提案書の選定方法

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置し、審査基準に基づき、評価を行う。

なお、必要に応じてヒアリングを実施することとし、ヒアリングを行う場合は、招請通知に記載する。

14 提案書を選定するための評価基準

- (1) 本件業務を行うために必要な社会福祉に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 計画策定に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性

15 選定結果の通知期日及び方法

選定委員会より1週間以内に、結果通知を郵送する。

16 欠格事由

次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- (1) 招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
 - ・世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
 - ・世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
 - ・参加資格がないことが判明した場合
 - ・参加表明書その他の種類において虚偽の記載がみとめられた場合
- (2) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (3) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

17 スケジュール

説明書交付期間	1月20日（火）～2月3日（火）
参加表明書の提出期限	2月3日（火）15時まで
招請通知発送	2月6日（金）
質問提出期限	2月17日（火）15時まで
提案書提出期限	3月6日（金）15時まで
選定委員会	3月中旬（予定）
選定結果通知	3月中旬（予定）

18 その他

- (1) 本件は、令和8年度予算の配当を条件として契約する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金　免除
- (4) 契約書作成の要否　要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無　「無」
- (6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、提案書等の提出物は返却しない。
- (9) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (10) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (11) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口は19 担当部課と同じ。
- (13) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (14) 詳細は説明書による。

19 担当部課

障害福祉部障害施策推進課　計画担当

住所　〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎3階　33番窓口

電話　03-5432-2958　FAX　03-5432-3021